情報(各国の動向)

台湾の社会保障(第3回) 台湾の高齢者介護制度について

小島 克久*

I はじめに

台湾では、わが国よりも急速な高齢化が見通されている。そのような中、介護制度の構築が進みつつある。そこで今回は、台湾の介護制度について取り上げる。

Ⅱ 台湾の介護制度

1 制度の基本的な仕組み

台湾の介護制度は、「老人福利法」(老人福祉法、1980年制定)、「長期照顧服務法」(介護サービス法、2015年制定)のほか、「長期照顧十年計画」(介護サービス十年計画、長照1.0、2008年から実施)に基づく税財源での制度で2016年まで実施されてきた。

その基本的な仕組を見ると、対象者は、①65歳以上の要介護者、②55歳以上の山間部の先住民族、③50~64歳の障害者などである。介護サービスの利用希望者は、直轄市や県市政府に要介護認定を申請する。要介護(軽度、中度、重度の3段階)と認められると、公的な介護サービスを利用できる。介護サービスとして、在宅ケア(訪問介護、訪問看護など)、地域(通所)ケア(デイサービスなど)、施設ケアの3種類があり、在宅と地域ケアは要介護度別の利用限度枠(時間数)の範囲で利用できる。施設ケアは原則として重度で低所得の者が無料で利用できる。そのほかに、移送、

配食,レスパイトケア,住宅改修や福祉用具への補助等がある。在宅や地域ケア等での自己負担割合は,低所得者(生活保護対象者相当)は無料,そのほかの者は所得に応じて10%,30%である。そして,家族介護手当として「中低収入老人特別照顧津貼」があり,重度の要介護高齢者を同居家族(就業していないなどの条件がある)が介護している低所得世帯に月額5,000台湾元(約1万9千円)を支給する制度である(図1)。

2 「長期照顧十年計画2.0」での変更点

「長期照顧十年計画」は2016年に政権交代した 蔡英文総統のもと、「長期照顧十年計画2.0」(介護 サービス十年計画2.0、長照2.0)に衣替えし、2017 年から順次実施されている。基本的な仕組みは変 わらないが、主な変更点として、①対象者の範囲 を拡大し、「49歳以下の障害者」、「50歳以上の認知 症患者」などを加える、②サービスの種類を拡大 し、「認知症ケア」、「地域密着型介護予防」、「小規 模多機能サービス」、「原住民族地域密着型ケア」 (原住民族の習慣に配慮した介護サービス整備、 人材の育成)、「退院準備支援」などを加える、③ 地域密着の介護サービスの体制として、「地域包 括ケアモデル」を構築する(後述)、などがある。 また、在宅・地域ケアの新しいサービス提供の 方法が一部地域で試行されている。要介護認定が

方法が一部地域で試行されている。要介護認定が 従来の3段階から、8段階(軽い方から第1級から第 8級)に細分化され、第2級以上の認定者を対象に 利用限度枠(金額)の中で介護サービスを提供す

^{*} 国立社会保障 · 人口問題研究所 情報調查分析部長

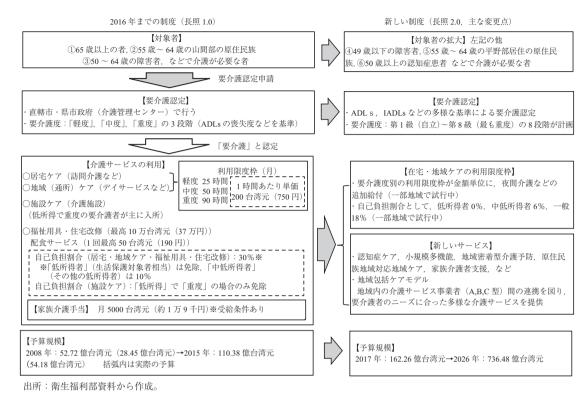


図1 台湾の介護制度の仕組み―これまでの制度と新しい制度(一部)―

る。利用限度枠の外で夜間の介護サービスなどを対象にした加算も行われる。自己負担も低所得者は無料、そのほかの者は所得に応じて6%、18%となる。この仕組みは2018年から台湾全土で実施される予定である(図1)。

長照2.0は、2017年から2026年までの10年計画である。必要な費用として、2017年は162.26億台湾元(約605億円)、2026年は736.48億台湾元(約2,747億円)であると見通されている。

3 台湾版「地域包括ケアシステム」

「長照2.0」では、「地域包括ケアモデル」(社區整體照顧體系)の構築を目指している。これは、わが国の「地域包括ケアシステム」を参考にした、地域密着型の介護サービスモデルである。地域の介護サービスの量と種類の増加、介護事業所間の連携を図ることなどが目的である。その特徴として、地域内の介護サービス拠点を、①介護サービ

ス提供のほか、地域で指導的な役割を果たすA型、②多機能かつ専門的な介護サービスを提供するB型、③介護予防や配食などを提供するより身近な介護サービス拠点であるC型、に類型化し、A型を中心に地域内でB型やC型の拠点と連携して介護サービスを提供する。連携はA型の事業所による指導、会議、移送サービス等による。2016年10月からモデル事業が実施されているが、今後の整備目標として、A型は469カ所(市町村相当の地域ごとに少なくとも1カ所)、B型は829カ所(中学校区ごとに1カ所)、C型は2,529カ所(3集落ごとに1カ所)が掲げられている。

Ⅲ 検討されていた「介護保険」

台湾では、「長期照顧保険法」(介護保険法)が 検討され、国民党の馬英九総統時代の2015年6月 に法案が立法院(議会)に送られた。しかし、民 進党の蔡英文政権になった2016年7月にこの法案はいったん撤回され、今に至っている。法案の主な内容は、①保険者は「中央健康保険署」(医療保険の保険者)、②被保険者は台湾の全住民、③保険料算定ルールは「全民健康保険」(医療保険)に準じる、④要介護認定を行い、給付は身体介護、訪問看護、住宅改修、福祉用具、レスパイトケア、各種家族介護者支援などの14種類、⑤介護サービス利用時の自己負担割合は15%(上限および低所得者への減免あり)、などであった。

Ⅳ 介護ニーズの大半を担う「外籍看護工」 (外国人介護労働者)

台湾では「外籍看護工」(外国人介護労働者)が多い。「外籍看護工」は、「就労服務法」(就労サービス法)に基づく手続により、要介護者のいる家庭や一部の施設で雇用される。在留期間は原則3年間である(その後は最大12年間まで延長が可

2009年

23 963

40.183

73.64

10,707

2010年

70.567

41,519

75.40

11,041

能)。2015年現在で約22万人の「外籍看護工」が就 労しており、ほとんどが家庭で就労している。労 働部の調査(2015年)によると、「外籍看護工」の ほとんどが女性であり、25~34歳が47.6%を占め る。国籍別ではインドネシア国籍が83.3%を占め る。彼らの月額平均賃金は1万8,770台湾元(約7 万円)と、台湾の最低賃金(2015年で月額2万8台 湾元(約7万5千円))より低い。「長期照顧服務法」 の中では彼らは「個人看護者」(家庭で個人的に依 頼・雇用した介護者)とされ、定期的な介護技能 訓練を実施する計画である。

V 台湾の介護保障の現状

台湾の介護保障の主な現状をまとめると表1のとおりである。まず、要介護認定者(介護サービス利用者)は長照1.0が年間を通して実施された最初の年である2009年には約2.4万人であったが、2015年には約17万人へと達している。

2015年

170.465

2016年

47,181

77.24

16,236

年平均伸び率

38.7%

2.3%

6.1%

表1 台湾の介護保障の現状

2012年

113 203

2013年

149 146

2014年

155 288

45,298

76.41

14,522

46.264

77.28

15,097

43.496

75.42

13.069

2011年

94 337

1. 要介護認定者(利用者)

人物 (夕客お溶み)

八致 (石) D (石)		20,000	10,501	34,337	110,200	142,140	100,200	170,400	-	30.7 /0
介護サービスカバー率(高齢者)		5.70%	16.30%	21.00%	27.00%	31.80%	33.20%	33.96%	-	-
2. 居宅, 地域ケア										
		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	年平均伸び率
居宅ケア	利用者数	22,392	28,398	33,193	37,994	41,486	43,584	46,428	48,962	11.8%
	介護サービス従事者数	4,794	5,591	6,353	7,118	7,463	7,675	8,368	8,988	9.4%
デイサービス (認知症 高齢者ケアを含む)	利用者数	615	898	1,206	1,780	1,878	2,314	2,993	3,917	30.3%
配食サービス	一人あたり利用日数	104.2	133.0	272.6	277.6	277.8	270.3	248.8	280.1	15.2%
移送サービス	一人あたり利用(往復)	16.5	20.4	9.9	10.1	10.5	11.5	12.3	13.3	-3.0%
3. 施設ケア										
		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	年平均伸び率
施設数		1,066	1,053	1,051	1,035	1,035	1,063	1,067	1,082	0.2%
定員		54,567	55,066	56,090	56,910	57,675	59,280	59,869	61,082	1.6%

4. 介護手当 (現金給付)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	年平均伸び率
受給者数 (月平均)	7,263	7,862	8,116	9,042	9,152	9,077	9,470	9,448	3.8%
支給総額(月平均, 万台湾元)	3,535	3,814	4,062	4,529	4,587	4,555	4,753	4,746	4.3%

42.819

76.34

12,212

42.808

75.22

12,711

出所:衛生福利部統計をもとに作成。

利用者数

利用率

介護サービス従事者数 (ヘルパーなど)

次に介護サービス利用状況をみると、居宅ケアの利用者数は、2009年の2万2,392人から2016年の4万8,962人へと増加した(年平均増加率:11.8%)。認知症ケアを含むデイサービスの利用者数は、2009年の615人から2016年の3,917人へと増加した(年平均増加率:30.3%)。また、配食サービスの提供を利用者一人当たりの日数で見ると、2009年の約104日から2016年の約280日、移送サービスは、2009年の利用者一人当たり16.5往復から2016年の13.3往復へと年による変動を持ちながら推移している。施設ケアの利用者数は、施設数の変化がほとんどないにもかかわらず、2009年の4万183人から2016年の4万7,181人へと増加した(年平均増加率:2.3%)。そして、「中低收入老人特別照顧津貼」(家族介護手当)の受給者数は、

2009年の7,263人から2016年の9,448人へと約1.3倍 に増加している。

参考文献

- 広井良典・駒村康平 編著 (2003) 『アジアの社会保障』, 東京大学出版会。
- 増田雅暢・金貞任 編著(2015)『アジアの社会保障』, 法律文化社。
- 小島克久 (2015) 「台湾における介護保障の動向」 『健 保連海外医療保障』 No.106, pp.1-12。
- 金成垣・大泉啓一郎・松江暁子 編著 (2017)『アジアに おける高齢者の生活保障 持続可能な福祉社会を求 めて』、明石書店。
- 衛生福利部webサイト http://www.mohw.gov.tw (2017年11月30日最終確認)。

(こじま・かつひさ)